

「生駒市学校教育のあり方検討委員会」の会議公開の取扱（案）

1 会議公開について

- ①会議（全体会議、部会）は公開を原則とする。ただし、附属機関及び懇談会等の会議の公開に関する基準第2条各号に該当する場合は、非公開とすることができるものとする。
- ②会議の日程を、開催日の1週間前を目処に市のホームページ等で公表する。

2 傍聴について

- ①傍聴は原則として許可する。ただし、非公開とした会議については、傍聴は認めない。
- ②傍聴の定員は、会場の都合等を考慮して決定する。
- ③傍聴希望者が定員を超えたときは、先着順とする。
- ④傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前からとし、受付を開始した時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、抽選により決定する。
- ⑤傍聴者に会議資料を配布する。
- ⑥許可なく傍聴者からの発言は認めない。
- ⑦許可なく傍聴者の写真撮影、録画、録音等を認めない。

3 会議資料等の公表

①公表する資料

- ・会議で配布した資料
- ・会議録

－会議録は要点筆記とし、発言者を表記する。ただし、非公開とした会議の会議録については、非公表とする。なお、作成にあたっては、各委員の確認を得ることとする。

②公表する時期

会議終了後速やかに作成し、公表する。

③公表の方法

市ホームページ及び事務局（教育総務課）への備付けにより公表する。